様式第一（第２条第１項関係）

低炭素水素等供給等事業計画の認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第37号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので、申請します。

記

１　名称等

（１）申請者の名称等

申請者の氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名（申請者が法人又は法人でない団体の場合）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金の額又は出資の総額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

常時使用する従業員の数　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号（申請者が法人の場合）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

計画における役割（低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）法第７条第３項に規定する者の名称等（当該者がいる場合に記載）

氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名（法人又は法人でない団体の場合）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金の額又は出資の総額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

常時使用する従業員の数　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号（法人の場合）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）申請者又は法第７条第３項に規定する者が２以上の場合にあっては、代表申請者を明確にした上で、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

（注）独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）による助成金の交付（法第 10 条第１号イ関係（価格差に着目した支援）、法第 10 条第１号ロ関係（拠点整備支援））を希望する場合にあっては、低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者をそれぞれ一者以上記載すること。

２　低炭素水素等供給等事業計画の概要

（１）低炭素水素等供給等事業計画の概要

（注）計画全体の概要及び事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

（２）低炭素水素等の種類

水素等の種類：□水素　□アンモニア　□合成燃料　□合成メタン	
①　水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量	
②　①の算定根拠（数値算出の計算式や考え方、根拠となる数値や考え方、確認の方法を記載）	

（注）「合成燃料」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第69号。以下「施行規則」という。）第２条第２号に規定する液体をいう。以下同じ。

（注）「合成メタン」とは、施行規則第２条第３号に規定するメタンをいう。以下同じ。

（注）①は「水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項（令和６年経済産業省告示第 174 号。以下「判断基準」という。）」において定める算定方法に従うこと。

（注）２以上の種類の低炭素水素等の供給又は利用を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

3　低炭素水素等供給等事業計画の目標

（注）低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（令和６年経済産業省・国土交通省告示第５号）において定められている低炭素水素等の供給及び利用の促進の意義並びに基本的な方向及び目標を踏まえ、低炭素水素等供給等事業を通して達成しようとする、低炭素水素等の供給及び利用を促進するために必要な供給量・利用量、構成されるサプライチェーンの絵姿等の目標を記載すること。

4　低炭素水素等供給等事業計画の内容

（１）低炭素水素等供給事業の内容

（イ）低炭素水素等供給事業の内容

水素等の種類：□水素　□アンモニア　□合成燃料　□合成メタン	
供給の方法 （供給媒体）	□国内で製造（都道府県：　　）　□輸入（国：　　） （供給媒体：　　）
供給量	ｔ／年（日本への供給量）
貯蔵又は輸送の方法	
貯蔵又は輸送の量	

（注）２以上の種類の低炭素水素等の供給又はこれに伴う低炭素水素等の貯蔵若しくは輸送を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

（注）「貯蔵又は輸送の方法」及び「貯蔵又は輸送の量」の欄は、低炭素水素等の供給に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあっては、記載する必要はない。

（ロ）低炭素水素等供給事業の内容に関する説明

（ハ）水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組

（注）低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）（イ）～（ハ）を記載すること。

（２）低炭素水素等利用事業の内容

（イ）低炭素水素等利用事業の内容

水素等の種類：□水素　□アンモニア　□合成燃料　□合成メタン	
低炭素水素等利用事業者	
貯蔵又は輸送の方法	
貯蔵又は輸送の量	
利用の方法	
用途	□燃料　□原料
利用量	ｔ／年

（注）２以上の種類の低炭素水素等の利用又はこれに伴う低炭素水素等の貯蔵若しくは輸送を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

（注）「貯蔵又は輸送の方法」及び「貯蔵又は輸送の量」の欄は、低炭素水素等の利用に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあっては、記載する必要はない。

（ロ）低炭素水素等利用事業の内容に関する説明

（ハ）水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組

（注）低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（２）（イ）～（ハ）を記載すること。

（３）低炭素水素等の貯蔵等の内容

（イ）低炭素水素等の貯蔵等の内容

水素等の種類：□水素　□アンモニア　□合成燃料　□合成メタン	
低炭素水素等の貯蔵等を行う者	
貯蔵等の方法	
貯蔵等の量	

（注）「低炭素水素等の貯蔵等」とは、法第７条第３項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等をいう。以下同じ。

（注）２以上の種類の低炭素水素等の貯蔵等を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

（ロ）低炭素水素等の貯蔵等の内容に関する説明

（ハ）水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（３）（イ）～（ハ）を記載すること。

５　低炭素水素等供給等事業計画の実施期間

	実施期間
低炭素水素等供給事業	年　月～　年　月
低炭素水素等利用事業	年　月～　年　月
低炭素水素等の貯蔵等	年　月～　年　月

（注）低炭素水素等の供給、利用又は貯蔵等の開始日から終了日までの期間を記載すること。

6　供給等施設の規模及び場所

（1）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所

（イ）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
	年　月 ～　年　月				
	年　月 ～　年　月				

（注）「施設の整備に要する期間」の欄には、工事開始日から納品・支払等の工事完了日までの期間を記載すること。

（注）「場所」の欄には、供給等施設が整備される都道府県郡市区町村を記載すること。なお、導管にあっては、その起点及び終点の所在地を記載すること。

（注）「敷地面積」の欄には、敷地面積（水域に整備する施設については、その水域面積）の見込みを記載することでも可とする。

（注）「建築面積」の欄には、建築面積の見込みを記載することでも可とする。

（注）「敷地面積」及び「建築面積」の欄は、導管にあっては、記載する必要はない。

（ロ）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

（注）法第７条第４項各号に掲げる事項は当欄に記載すること。

（注）港湾において供給等施設を整備しようとする場合にあっては、当該港湾の港湾計画及び港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 50 条の２第１項に規定する港湾脱炭素化推進計画との整合性の確保が図られたものであることを明示すること。

（注）低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（1）（イ）及び（ロ）を記載すること。

（2）低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所

（イ）低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
	年　月 ～　年　月				

	年　月 ～　年　月				

（注）６（１）（イ）の注釈に基づき記載すること。

（ロ）低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

（注）６（１）（ロ）の注釈に基づき記載すること。

（注）低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（２）（イ）及び（ロ）を記載すること。

（３）低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所

（イ）低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
	年　月 ～　年　月				
	年　月 ～　年　月				

（注）６（１）（イ）の注釈に基づき記載すること。

（ロ）低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

（注）６（１）（ロ）の注釈に基づき記載すること。

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（３）（イ）及び（ロ）を記載すること。

７　低炭素水素等供給等事業計画の実施体制

（１）低炭素水素等供給事業の実施体制

（注）関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を図などを活用して記載すること。また、事業に関する情報を適切に管理するための体制、リスク管理の体制及び主務大臣に対して事業の実施状況を適切に報告するための体制の整備状況について記載すること。

（注）「１　名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

（２）低炭素水素等利用事業の実施体制

（注）７（１）の注釈に基づき記載すること。

（注）「１　名称等」に記載した低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

（３）低炭素水素等の貯蔵等の実施体制

（注）７（１）の注釈に基づき記載すること。

（注）「１　名称等」に記載した法第７条第３項に規定する者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

（４）特別目的会社（ＳＰＣ）の実施体制

ＳＰＣの名称	
ＳＰＣの設立状況	

出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率	
事業期間中の株式保有（出資比率変更、売却等）の方針	
ＳＰＣの経営と業務執行の体制	

（注）「１　名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者、法第７条第３項に規定する者がＳＰＣの場合、本欄についても記載すること。

（注）「出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率」欄では、経営判断や事業判断を行う主体が誰（又はどの機関）にあるかを明示すること。

（注）「ＳＰＣの経営と業務執行の体制」欄には、低炭素水素等供給等事業の実施にあたり、ＳＰＣ自身で経営上の決定を行う場合については主たる役員の専門分野、経歴等、個々の業務を外部に委託することによって業務を遂行する場合にはそれらの委託先の概要等について記載すること。

（注）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

８　判断基準への適合性に関する説明

（注）「１　名称等」に記載した事業者に、低炭素水素等供給事業者がいる場合にあっては、判断基準を踏まえ、低炭素水素等の供給開始後、当該事業者が低炭素水素等の供給を促進するために取り組む措置を記載すること。

（注）「１　名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

９　低炭素水素等供給等事業計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（１）低炭素水素等供給事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（イ）必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

調達方法／費用	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等	合計	備考

低炭素水素等供給事業に必要な資金の合計額						
低炭素水素等供給事業に必要な資金の額	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
	年度					

（注）「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他自己資金等」には自己資金、出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」及び「民間金融機関等からの借入れ」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

（注）「その他自己資金等」は、機構からの助成金を含む。

（注）民間金融機関からの融資について信用保証協会等による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載すること。

（注）計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

（ロ）資金の調達方法に関する説明

（注）「１　名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）（イ）及び（ロ）を記載すること。

（２）低炭素水素等利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（イ）必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

費用＼調達方法		政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等	合計	備考
低炭素水素等利用事業に必要な資金の合計額						
低炭素水素等利用事業に必要な資金の額	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
	年度					

（注）９（１）（イ）の注釈に基づき記載すること。

（ロ）資金の調達方法に関する説明

（注）「１　名称等」に記載した低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（２）（イ）及び（ロ）を記載すること。

（３）低炭素水素等の貯蔵等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（イ）必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

費用＼調達方法		政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等	合計	備考
低炭素水素等の貯蔵等に必要な資金の合計額						
低炭素水素等の貯蔵等に必要な資金の額	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
	年度					

（注）９（１）（イ）の注釈に基づき記載すること。

（ロ）資金の調達方法に関する説明

（注）「１　名称等」に記載した法第７条第３項に規定する者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（３）（イ）及び（ロ）を記載すること。

１０　希望する措置等

措置	希望する（④にあっては、設置する）	希望しない（④にあっては、設置しない）
①機構による助成金の交付（法第10条第１号イ関係）		
②機構による助成金の交付（法第10条第１号ロ関係）		
③港湾法の特例		
④導管の設置（道路の占用の特例）		

（注）該当する欄に「○」を記載すること。

（注）措置①を希望する場合にあっては、別表１についても記載すること。

（注）措置②を希望する場合にあっては、別表２についても記載すること。

（注）措置③のうち、法第 11 条第２項の規定の適用を希望する場合にあっては、以下についても記

載すること。

（１）港湾法第 38 条の２第１項第１号、第２号又は第４号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、別表３。

（２）同項第３号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、別表４。

（３）同条第４項の規定による変更をしようとする場合にあっては、別表５。

（注）措置③を希望する場合にあっては、以下の書類についても提出すること。

（１）法第 11 条第１項の規定の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）第３条の４第１項各号に掲げる書類（技術基準対象施設（港湾法第 56 条の２の２第１項に規定する技術基準対象施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良を行わない場合にあっては、同令第３条の４第１項第４号に掲げる書類に限る。）（第２条第２項各号に掲げる書類を除く。）

（２）法第 11 条第２項の規定のうち港湾法第 38 条の２第１項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第５条第２項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあっては、同項第２号から第４号まで及び同条第３項各号。（３）において同じ。）に掲げる書類

（３）法第 11 条第２項の規定のうち港湾法第 38 条の２第４項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第５条第２項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの

（注）措置④は、申請者の希望にかかわらず、導管を設置する場合に、審査の上で適用される。導管を設置する場合にあっては、別表６を記載すること。

（注）高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の特例を希望する場合にあっては、認定を受けた後、別途施行規則で定める手続を行うこと。

添付書類目次

添付書類

１－（１）	定款の写し又はこれに準ずるもの
１－（２）	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
２－（１）	直近の３事業年度の事業報告の写し又はこれに準ずるもの
２－（２）	直近の３事業年度の貸借対照表又はこれに準ずるもの
２－（３）	直近の３事業年度の損益計算書又はこれに準ずるもの
3	低炭素水素等供給等事業計画に法第７条第３項に規定する事項を含める場合にあっては、同項に規定する者に係る次に掲げる書類 ① 定款の写し又はこれに準ずるもの ② 登記事項証明書（当該者が登記をしている場合） ③ 直近の３事業年度の事業報告の写し又はこれに準ずるもの ④ 直近の３事業年度の貸借対照表又はこれに準ずるもの ⑤ 直近の３事業年度の損益計算書又はこれに準ずるもの
4	次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める書類 ① 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第 69 号）第二条第二号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合　同令第三条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類 ② 同令第二条第三号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合同令第三条第四項第二号の規定により読み替えられた同条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類
5	供給等施設を整備する場合にあっては、その規模を明らかにした図面
6	供給等施設を整備する場合にあっては、その場所を明示した国土地理院の発行に係る縮尺５万分の１以上の地形図
7	導管を設置する場合にあっては、その内径及び導管内の常用圧力（正常時における導管内の最高運転圧力をいう。）の選定根拠を記載した書類
8	港湾法施行規則第３条の４第１項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行わない場合にあっては、同項第４号）に掲げる書類（法第 11 条第１項の規定の適用を受けようとする場合）
9	港湾法施行規則第５条第２項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあっては、同項第２号から第４号まで及び同条第３項各号。１０において同じ。）に掲げる書類（法第 11 条第２項の規定のうち港湾法第 38

	ち港湾法第 38 条の２第１項の規定による届出の特例の適用を受けようとする場合）
１０	港湾法施行規則第５条第２項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの（法第 11 条第２項の規定のうち港湾法第 38 条の２第４項の規定による届出の特例の適用を受けようとする場合）

（備考）

１．上記のほか、必要に応じて、法第７条第５項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別表１）

機構による助成金の交付（法第 10 条第１号イ関係）

１　低炭素水素等供給事業に関する説明

（１）低炭素水素等供給事業のスケジュール

（注）低炭素水素等供給事業のスケジュールについて、図や表などを用いて記載すること。

（注）①　基本設計（ＦＥＥＤ）期間、②　最終投資決定（ＦＩＤ）、③　設計・調達・工事（以下「ＥＰＣ」という。）期間、④　商業運転開始（ＣＯＤ）、⑤　助成金の交付を希望する低炭素水素等の供給期間、⑥　⑤の期間が終了した日の翌日以降の低炭素水素等の供給期間について、明示すること。

（２）低炭素水素等の原材料の調達

（イ）低炭素水素等の原材料の調達方針

（注）合成燃料又は合成メタンの供給又は利用を行う事業においては、二酸化炭素の調達方法の方針についても記載すること。

（注）国内企業による上流権益への参入比率に関する説明についても記載すること。

（ロ）低炭素水素等の原材料の調達における想定リスクとその対策

（３）低炭素水素等の製造

（イ）低炭素水素等の製造方針

（注）製造プロセスについて、図や表などを用いて記載すること。

（注）工場等の配置図、設計図、設備の配置図を添付すること。

（注）ライセンス技術を利用する場合であっても、開示が可能な範囲でプロセスを明示すること。
（注）二酸化炭素の回収・貯留（ＣＣＳ）を実施する場合にあっては、貯留サイトの確保状況についても記載すること。

（ロ）低炭素水素等の製造における想定リスクとその対策

（ハ）低炭素水素等の製造量

（注）製造量と「様式第１　４（１）(イ)低炭素水素等供給事業の内容」に記載した供給量に差異がある場合は、その理由を記載すること。
（注）「１（１）低炭素水素等供給事業のスケジュール」に記載した低炭素水素等の供給期間における１年当たりの低炭素水素等の製造量について、明示すること。

（４）低炭素水素等の輸入に伴う海外での貯蔵及び海外からの輸送

（イ）低炭素水素等の輸入に伴う海外での貯蔵及び海外からの輸送の方針

（注）低炭素水素等を輸入する場合に記載すること。

（ロ）低炭素水素等の輸入に伴う海外での貯蔵及び海外からの輸送における想定リスクとその対策

（注）低炭素水素等を輸入する場合に記載すること。

（５）低炭素水素等の貯蔵又は輸送における想定リスクとその対策

（注）本欄は、低炭素水素等の供給に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあっては、記

載する必要はない。

（６）基準価格

（イ）基準価格

基準価格算定式	

（注）「基準価格」とは、低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給を継続的に行うことを可能とする当該低炭素水素等の単位量当たりの価格をいう。

（ロ）基準価格の算定に関する説明

（７）低炭素水素等供給事業の事業収支

（注）事業収支には資金収支も含める形式で作成すること。

（注）低炭素水素等供給事業の事業収支に基づくキャッシュフローモデルを添付すること。

（８）低炭素水素等供給事業に必要な資金の調達及び返済計画

（注）低炭素水素等供給事業者の資金調達にかかる借入条件、返済計画等を記載すること。

（９）低炭素水素等供給事業の用に供するＥＰＣの実施体制

（注）ＥＰＣの事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

（１０）低炭素水素等供給事業を構成する技術の成熟度（製造技術・貯蔵技術・輸送技術）

（１１）関連する類似業務等の実績

（１２）安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

（１３）事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

（１４）事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制

（１５）その他特記事項

（注）低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（1）～（１５）を記載すること。

2　低炭素水素等利用事業に関する説明

（1）低炭素水素等利用事業により排出される二酸化炭素の量の削減に関する説明

（2）低炭素水素等利用事業における想定リスクとその対策

（３）参照価格の設定に関する説明

（注）「参照価格」とは、低炭素水素等利用事業者が既存の原料・燃料に代替して低炭素水素等の利用を行う場合における当該原料・燃料の単位量当たりの価格をいう。

（注）２以上の用途で低炭素水素等の利用を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の用途ごとに記載すること。

（４）低炭素水素等利用事業の用に供する施設のＥＰＣの実施体制

（注）ＥＰＣの事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

（５）低炭素水素等利用事業に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術・利用技術）

（６）関連する類似業務等の実績

（７）安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

（８）事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

（９）事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制

（１０）その他特記事項

（注）低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（１０）を記載すること。

3　低炭素水素等の貯蔵等に関する説明

（１）低炭素水素等の貯蔵等における想定リスクとその対策

（２）低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設のＥＰＣの実施体制

（注）ＥＰＣの事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

（３）低炭素水素等の貯蔵等に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）

（４）関連する類似業務等の実績

（５）安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

（６）事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

（７）事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制

（８）その他特記事項

（注）「低炭素水素等の貯蔵等」とは、法第７条第３項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等をいう。以下同じ。

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者がいる場合にあっては、（１）～（８）を記載すること。

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（８）を記載すること。

4　環境適合性に関する説明

（１）国内で排出される二酸化炭素の量の算定

（２）二酸化炭素の排出を削減するための取組

（３）その他特記事項

5　事業の自立化に向けた取組及び事業の実施の効果に関する説明

（１）低炭素水素等の供給コストの低減に向けた取組

（２）事業の実施により得られた知見を活用して行う関連事業の方針

（３）国内への経済波及効果や雇用創出などの規模

（４）その他特記事項

（備考）

１．機構による助成金の交付（法第10条第１号イ関係）を希望する場合に記載すること。

２．必要に応じて、法第７条第５項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

（別表２）

機構による助成金の交付（法第 10 条第１号ロ関係）

１　機構による助成金の交付（法第 10 条第１号ロ関係）を希望する供給等施設に関する説明

（１）当該供給等施設の整備のスケジュール

（注）当該供給等施設の整備のスケジュールについて、図や表などを用いて記載すること。

（注）①　基本設計（以下「ＦＥＥＤ」という。）期間、②　最終投資決定（ＦＩＤ）、③　設計・調達・工事（以下「ＥＰＣ」という。）期間、④　商業運転開始（ＣＯＤ）、⑤　当該供給等施設を取得する日の翌日以降の低炭素水素等の供給期間について、明記すること。

（２）当該供給等施設の整備の方針

（３）当該供給等施設の内容

（イ）当該供給等施設のＦＥＥＤの内容

（単位：百万円）

供給等施設の名称	ＦＥＥＤ 着手	ＦＥＥＤに 要する期間	金額
	年　月	年　月～　年　月	
	年　月	年　月～　年　月	
当該供給等施設のＦＥＥＤ合計金額			

（注）金額の算出根拠を提出すること。

（注）２以上の低炭素水素等利用事業者が共同して使用する供給等施設について記載すること。

（ロ）当該供給等施設のＥＰＣの内容

（単位：百万円）

供給等	供給等	数量・	金額	合計

施設の名称	施設の説明	単価							
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	
当該供給等施設のＥＰＣ合計金額									

（注）金額の算出根拠を提出すること。

（注）２以上の低炭素水素等利用事業者が共同して使用する供給等施設について記載すること。

（４）当該供給等施設の整備に必要な資金の調達及び返済計画

（注）当該供給等施設の整備に必要な資金調達にかかる借入条件、返済計画等を記載すること。

（５）当該供給等施設のＦＥＥＤ及びＥＰＣの実施体制

（注）図や表などを用いて記載すること。

（６）当該供給等施設を活用して行う低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売の事業収支

（注）低炭素水素等の貯蔵または輸送に係る事業収支を記載すること。

（注）事業収支には資金収支も含める形式で作成すること。

（注）事業収支に基づくキャッシュフローモデルを添付すること。

（７）安全に関する法令に係る許認可等その他の当該供給等施設の整備及び事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

（８）当該供給等施設を整備する地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

（９）当該供給等施設を整備する地域における地方公共団体との連携・協力体制

（１０）港湾に整備する当該供給等施設の環境対策及び港湾管理者との調整状況

（注）港湾に当該供給等施設を整備する場合に記載すること。

（１１）その他特記事項

（注）当該供給等施設を整備する事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（１１）を記載すること。

２　低炭素水素等供給事業に関する説明

（１）低炭素水素等供給事業における想定リスクとその対策

（２）低炭素水素等供給事業を構成する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）

（３）関連する類似業務等の実績

（４）その他特記事項

（注）低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（４）を記載すること。

３　低炭素水素等利用事業に関する説明

（１）低炭素水素等利用事業により排出される二酸化炭素の量の削減に関する説明

（２）低炭素水素等利用事業における想定リスクとその対策

（３）低炭素水素等利用事業に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術・利用技術）

（４）関連する類似業務等の実績

（５）その他特記事項

（注）低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（５）を記載すること。

４　低炭素水素等の貯蔵等に関する説明

（１）低炭素水素等の貯蔵等における想定リスクとその対策

（２）低炭素水素等の貯蔵等に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）

（３）関連する類似業務等の実績

（４）その他特記事項

（注）「低炭素水素等の貯蔵等」とは、法第７条第３項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等をいう。以下同じ。

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者がいる場合にあっては、（１）～（４）を記載すること。

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（４）を記載すること。

5　環境適合性に関する説明

（1）国内で排出される二酸化炭素の量の算定

（2）二酸化炭素の排出を削減するための取組

（3）その他特記事項

6　事業の自立化に向けた取組及び事業の実施の効果に関する説明

（1）低炭素水素等の供給コストの低減に向けた取組

（2）事業の実施により得られた知見を活用して行う関連事業の方針

（3）国内への経済波及効果や雇用創出などの規模

（4）法第 10 条第 1 号ロの措置を活用して整備する拠点の中長期的な発展の見通し

（５）その他特記事項

（備考）

１．機構による助成金の交付（法第10条第１号ロ関係）を希望する場合に記載すること。

２．必要に応じて、法第７条第５項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

（別表３）

港湾法の特例措置（法第11条第２項関係）

該当する行為	港湾法第 38 条の２第１項〔第１号・第２号・第４号〕の施設の〔建設・改良〕
施設の位置、種類、規模及び構造	
施設の使用の計画	
施設の〔建設・改良〕の工事の開始及び完了の予定期日	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第38条の２第１項第１号、第２号又は第４号に掲げる行為をしようとする場合のみ記載すること。

（別表４）

港湾法の特例措置（法第11条第２項関係）

該当する行為	〔工場・事業場〕の〔新設・増設〕
〔工場・事業場〕の位置、種類及び敷地面積並びに作業場の床面積	
〔工場・事業場〕の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画	別紙１のとおり
〔工場・事業場〕の事業活動に伴い生ずることとなる廃棄物の量の概計及び処理に関する計画	別紙２のとおり
〔工場・事業場〕の〔新設・増設〕の工事の開始及び完了の予定期日	
〔工場・事業場〕に係る事業の開始の予定期日	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第 38 条の２第１項第３号に掲げる行為をしようとする場合のみ記載すること。

別紙１

搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

１　搬入することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合　計					

２　搬出することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合　計					

（備考）

１．貨物の量の概計は、通常の１年間の貨物の量の概計を記載すること。

２．港湾を利用する貨物とは、当該港湾において船舶に積み込み、又は船舶から取り卸しされる貨物をいい、港湾を利用しない貨物とは、それ以外の貨物をいう。

３．「輸送に関する計画」の欄には、貨物の輸送の方法等を記載すること。

４．貨物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

別紙２

廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

１　廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

廃棄物の種類	廃棄物の量の概計	廃棄物の処理に関する計画	
		処理場所	処理方法

２　その他廃棄物の輸送の方法等廃棄物の処理に関する計画

（備考）

１．廃棄物の量の概計は、通常の１年間の廃棄物の量の概計を記載すること。

２．廃棄物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

（別表５）

港湾法の特例措置（法第 11 条第２項関係）

変更する事項	港湾法第 38 条の２第２項｛第２号・第３号・第４号｝
変更の内容	
変更に係る工事の開始及び完了の予定期日	
変更を必要とする理由	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第 38 条の２第４項の規定による変更をしようとする場合のみ記載すること。

３．変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（別表６）

事業計画書（導管の設置について）

１　導管を設置する事業者

（１）設置する事業者の氏名又は名称

（２）設置する導管の施設・設備

設置場所	区間	
	経過地	
総延長		
内径		
導管内の常用圧力		
輸送する低炭素水素等の種類		
低炭素水素等輸送能力		
低炭素水素等を輸送する際に溶媒を利用する場合にあってはその溶媒		
ガス事業法のガス小売事業に該当するか		該当・非該当

（備考）

１．本紙は、導管を設置する事業者別に作成すること。

２．導管の設置場所については、連続する導管であって、その内径が同一であり導管内の圧力が連続して変化する範囲のものを１区間とし、「区間」の欄には、その起点及び終点の所在地を記載するとともに、「経過地」の欄には、当該導管の経過する地名を記載すること。

３．「総延長」の欄には、導管の起点から終点に至る総延長を記載すること。

４．「内径」の欄には、上記１によるところの「区間」ごとに内径を記載すること。

５．「導管内の常用圧力」の欄には、上記１によるところの「区間」ごとに常用圧力を記載すること。

６．「低炭素水素等輸送能力」の欄には、本導管を正常に利用した場合における１年間に輸送し得る低炭素水素等の量を記載すること。

７．ガス事業法のガス小売事業に該当するかについては、該当するものを○で囲むこと。

８．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。